

鶴岡商工会議所 景況調査

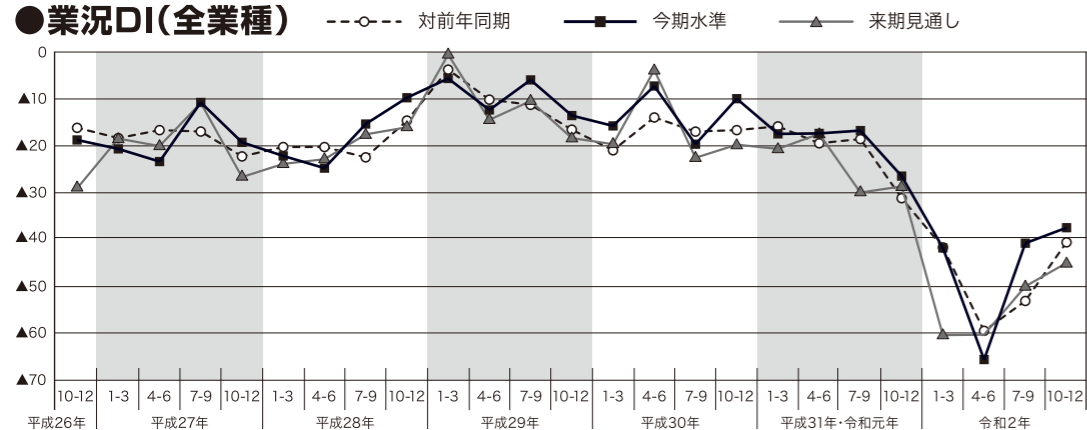
鶴岡商工会議所では、平成22年度より、管内の景気動向を把握するため、会員事業所を通して四半期ごとの景況(業況、売上、採算(経常利益)、資金繰り)をアンケートによって調査しています。

※DI値とは、「好転」「良い」「増加」「黒字」とする事業所の割合から、「悪化」「悪い」「減少」「赤字」とする事業所の割合を差し引いた値を表しております。

令和2年10月～12月期

* 調査対象: 会員事業所260社 回答数: 135社(回答率51.9%)

● 業況DI(全業種)



● 今期水準(令和2年10-12月)は、3.3ポイント改善し▲37.5となった。

● 対前年同期(令和元年10-12月)でも、12.5ポイント改善し▲40.6となった。

● 来期見通し(令和3年1-3月)も、5.0ポイント改善し▲45.0となった。

● 経営上の問題点

🏠 建設業

「民間需要の停滞」が最も多く、「従業員の確保難」が続いている。新型コロナウイルス感染症の給付金拡大により、公共投資の予算が削られる恐れがあると不安視する声あり。老健施設への訪問も多く、訪問の際には感染防止にかなり気を遣っているとの声あり。

🔧 製造業

前回調査同様に「需要の停滞」が突出して最も多く、「生産設備の不足・老朽化」、「人件費の増加」が続いている。コロナウイルスの影響は国内ばかりではなく海外の状況で大きく変動するという声あり。期間限定でもよいので、消費税等の減税を実現してほしいとの声あり。

📦 卸売業

「需要の停滞」が最も多く、次いで「販売単価の低下・上昇難」、「新規参入業者の増加」、「人件費の増加」となっている。

🏪 小売業

前回の調査と同様に「需要の停滞」との回答が突出しており、「消費者ニーズの変化への対応」が続いている。11月下旬に庄内地方でのコロナウイルスの感染が確認されてから状況が一段と悪化しているとの声あり。

★ サービス業

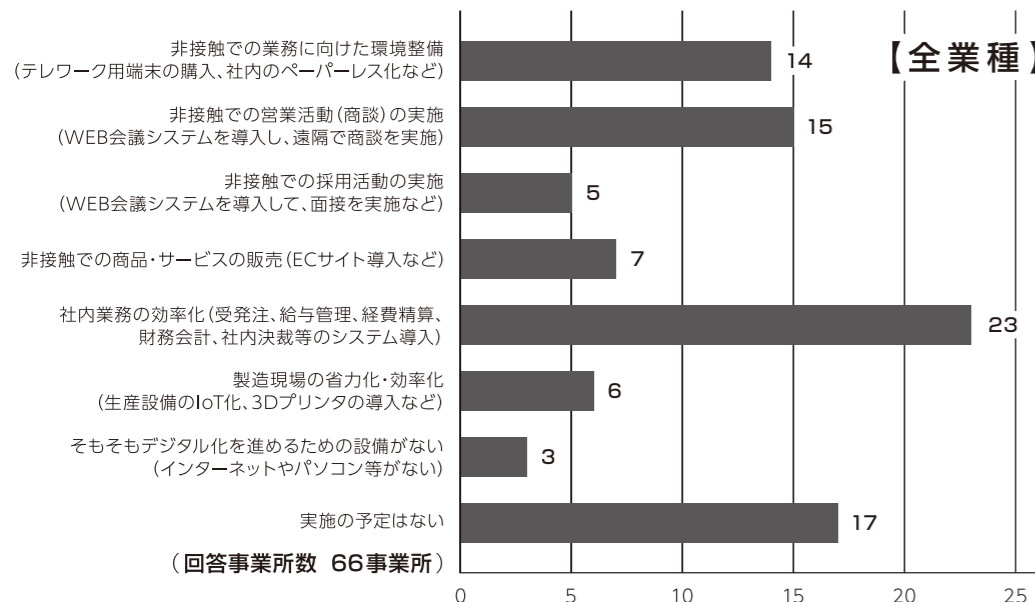
「利用者ニーズの変化への対応」が最も大きな課題で、次いで「需要の停滞」となっている。鶴岡市内でコロナウイルス感染が確認され、年末年始にかけての懇親会規制・自粛が大きな打撃となっているとの声あり。

鶴岡市経済動向資料について

鶴岡市の経済に関する資料をまとめ「鶴岡市経済動向」として公開しています。地域経済の動きを知るための一資料としてご利用ください。

QRコードからダウンロードしてください

付帯調査 >>> 事業・業務のデジタル化への取り組みについて



◆【全業種】において、デジタル化への取り組みを実施している(または実施予定)として最も回答が多かったのは「社内業務の効率化」で回答した事業所のうち23事業所(34.8%)となっている。その一方で、「実施の予定はない」と回答した事業所も17事業所(25.8%)、「そもそもデジタル化を進めるための設備がない」と回答した事業所は3事業所(4.5%)であった。

◆コメントの中にはPC・メールなどは導入しているが、業種柄、テレワークなどは困難だとする声もあった。

※詳細は、当所HP(<http://www.trcci.or.jp>)内「各種統計・データ」をご覧ください。



新型コロナウイルス感染症～山形県・鶴岡市～ 飲食関連事業者向け緊急経済対策



	山形県飲食業等緊急支援給付金	鶴岡市飲食店等緊急支援給付金
目的	新型コロナウイルス感染者の急増による自粛ムードの広がりから厳しい経営状況にある酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対する事業継続のための山形県の給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種会合等の自粛により影響を受けている飲食店等に対し、事業継続のための鶴岡市の給付金
対象事業者及び要件	<ul style="list-style-type: none"> ■酒類を提供する夜間営業の飲食店 ■運転代行業 ※主たる業種が「飲食店」又は「運転代行業」に該当するか否かは確定申告における業種で判断します ※主たる業種が運転代行業でタクシー・ハイヤー業等も営んでいる場合、県で実施している「令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金」の給付を受けた又は受ける予定の事業者は、本給付金の対象外です <input type="checkbox"/> 県内に本社又は本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主 <input type="checkbox"/> 通常営業で夜9時以降も営業していること(飲食店の場合) <input type="checkbox"/> 酒類を提供していること(飲食店の場合) <input type="checkbox"/> 10月・11月・12月いずれかの売上が前年同月比で30%以上減少していること <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインによる対策を実施していること <input type="checkbox"/> 今後も事業を継続すること	<ul style="list-style-type: none"> ■日本標準産業分類に掲げる下記のいずれかに該当する店舗であること ・中分類「58食料品小売業」に該当する店舗 ※セルフサービス方式の小売り及び売り場面積250㎡以上の店舗は除く ・中分類「76飲食店」 ・中分類「77持ち帰り・配達飲食サービス業」 ・中分類「79その他の生活関連サービス業」の内細分類7962結婚式場業 <input type="checkbox"/> 鶴岡市内に交付対象となる店舗を有する事業者及び個人事業主 ※移動販売事業者は除く <input type="checkbox"/> 令和2年12月1日時点で営業していること <input type="checkbox"/> 食品衛生法第52条に規定する許可証(飲食店営業許可、喫茶店営業許可、そうざい製造業許可のいずれか)を受けていること <input type="checkbox"/> 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」に沿って、感染拡大防止対策を実施していること <input type="checkbox"/> 交付申請の時点で支援金給付後も営業を継続する意思がある方 <input type="checkbox"/> 市税の滞納がない方
給付額	①1事業所当たり20万円 ②県内で複数店舗を経営する事業者30万円 ③単独店舗でも従業員数が6名以上の事業者30万円 従業員に該当しないもの: 会社役員、個人事業主本人及び同居の親族従業員、2ヵ月以内短期雇用又は日雇い雇用の従業員)	1店舗につき20万円
受付期間	令和2年12月21日(月)～令和3年2月26日(金)必着	令和2年12月21日(月)～令和3年2月26日(金)消印有効
提出書類	①交付申請書 ②食品衛生許可証の写し又は運転代行業認定書の写し ③夜9時以降も営業していることが分かる書類 ④酒類を提供していることが分かる書類 ⑤売上が減少したことを証する書類 ⑥振込先口座の通帳の写し 【30万円申請の場合】 ・複数店舗経営が分かる書類 ・従業員数を証する書類	①鶴岡市飲食店等緊急支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び確認・同意書(様式第2号) ②店舗ごとの食品衛生許可証の写し ※「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」または「そうざい製造業許可」のいずれか ③振込先口座の通帳の写し ④申請者が確認できる書類 ※法人の場合…令和元年分の確定申告書の写しまたは法人登記の写し ※個人の場合…運転免許証、マイナンバーカードなど写真付き公的身分証明書
申込書送付先	(庄内地域) 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 庄内総合支庁 地域産業経済課 宛て(郵送のみ)	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 鶴岡市役所 食文化創造都市推進課内 鶴岡市飲食店等緊急支援金給付事務室 宛て(原則郵送)
問合せ先	山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター TEL.フリーダイヤル 0120-120-472 受付時間 午前8:30～午後5:30(土日祝日含む)	TEL.0235-25-2111(内線582、583)